

追 記 事 項

図面番号 A-59 に下記のとおり追記します。

(ストックヤード1)

【追記前】

親杭横矢板工法

H-200×200×8×12 L-5500 @1200

木矢板 t-30

【追記後】

親杭横矢板工法 (新設)

H-200×200×8×12 L-5500 @1200

木矢板 t-30

釜場 (1.0×1.0×H0.5m) 3箇所

H-200×200×8×12 @1000

木矢板 t-30

設置場所は、監督職員と協議の上、決定するものとする

(ストックヤード2)

【追記前】

親杭横矢板工法

H-250×250×9×14 L-7000 @1200

木矢板 t-30

【追記後】

親杭横矢板工法 (新設)

H-250×250×9×14 L-7000 @1200

木矢板 t-30

釜場 (1.0×1.0×H0.5m) 4箇所

H-200×200×8×12 @1000

木矢板 t-30

設置場所は、監督職員と協議の上、決定するものとする

